

小規模多機能 愛和

重要事項說明書



この「重要事項説明書」は、「大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大津市条例第17号）」及び「大津市介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大津市条例第18号）」に定める内容を遵守し小規模多機能型居宅介護サービスについて、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 （介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	愛和ホーム株式会社
代表者氏名	代表取締役 松井 滋
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大津市中央2丁目4番17号 TEL 077-523-0222 FAX 077-526-0616
法人設立年月日	平成15年 8月 8日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

① 事業所の所在地等

事業所名称	小規模多機能愛和
介護保険指定事業所番号	2590100414
事業所所在地	大津市蓮池町13-10 TEL 077-521-0124 FAX 077-521-0160

② 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活する為に、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営の方針	利用者一人一人の人権と個性を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続する事ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせる事により、地域での暮らしを支援します。

③ 事業所の人員体制 (令和 7 年 6 月 1 日時点)

管理者	管理業務 山崎 智子
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名 (ケアマネ業務と兼務)
介護支援専門員	1 適切なサービスが提供されるよう「居宅（介護予防）サービス計画」及び「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 1名
介護従業者	1 ご本人に対し必要な介護及び相談、援助を行います。	看護職員 3名 (非常勤 2名 GHと兼務) 介護職員 17名 (常勤 4名、 非常勤 13名)

④ 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365 日
① 通いサービス提供時間	9 時～16 時
② 宿泊サービス提供時間	16 時～翌 9 時
③ 訪問サービス提供時間	24 時間
通常の事業の実施地域	大津市のうち比叡地域包括支援センター及び中地域包括支援センターエリアとする

⑤ 登録定員及び利用定員

登録定員	29 名
通いサービス利用定員	18 名
宿泊サービス利用定員	9 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

① 提供するサービスの内容について

利用者のライフスタイルに合わせて通い、宿泊、訪問サービスを柔軟に組み合わせるものです。

サービス区分と種類	サービスの内容	
居宅（介護予防）サービス計画の作成	<p>1 居宅（介護予防）サービス計画作成にあたり、ご本人のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、居宅（介護予防）サービス計画の実施状況の把握等の方法による支援を行います。</p> <p>2 自宅において日常生活を営む為に必要なサービスを利用できるよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する事業者等を定めた居宅（介護予防）サービス計画を作成します。</p> <p>3 当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>4 電話、訪問、来所等を通してご本人からの相談に適切に対応します。</p>	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成	<p>1 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたってサービスの提供開始時に、ご本人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご本人の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を作成します。</p> <p>2 ご本人に応じて作成した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。</p> <p>3 （介護予防）小規模多機能型介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。</p> <p>4 作成に当たっては、ご本人の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。</p>	
相談・援助等	<p>1 ご本人及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行を行います。</p> <p>2 地域における活動への参加の機会を確保します。</p>	
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	<p>1 移動・移乗介助 介助が必要なご本人に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。</p> <p>2 排せつの介助 介助が必要なご本人に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</p> <p>3 見守り等 ご本人の安否確認等を行います。</p>
	健康のチェック	1 血圧測定・体温測定・ご本人の健康状態の把握に努めます。

	機能訓練	<p>1 日常生活動作を通じた訓練 ご本人の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。</p> <p>2 レクリエーションを通じた訓練 ご本人の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。</p>
	入浴サービス	<p>1 入浴の提供及び介助が必要なご本人に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</p>
	食事サービス	<p>1 食事の提供及び、食事の介助を行います。</p> <p>2 食事はリビングでとつていただくよう配慮します。</p> <p>3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</p> <p>3 食事その他の家事等も可能な限りご本人と従業者で行います。</p>
	送迎サービス	<p>1 事業者が保有する自動車により、ご本人の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
	宿泊	<p>1 個室の宿泊室、及び寝具を提供します。 夜間、安否確認及び必要に応じて介護サービスを提供します。</p>
訪問サービスに関する内容	身体の介護	<p>1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。</p> <p>2 食事介助 食事の介助を行います。</p> <p>3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。</p> <p>4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。</p>
	生活介助	<p>1 調理 ご本人の食事作りを援助します。</p> <p>2 居室の掃除 ご本人の居室の掃除や整理整頓を行います。</p> <p>3 買い物 ご本人の日常生活に必要な物品の買い物を行います。</p> <p>4 洗濯 ご本人の衣類等の洗濯を行います。</p> <p>5 食事そのほかの家事等で、参加できるものはご本人と従業者共同でそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で生活を送ることが出来るよう配慮します。</p>
	その他	<p>1 訪問、電話等によるご本人の安否確認等を行います。</p>
その他	社会生活上の便宜の提供等	<p>1 ご本人の外出の機会の確保その他のご本人の意向を踏まえた社会生活継続の為の支援。</p> <p>2 ご本人が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きなどについて、その者の同意を得て行います。（金銭にかかるものについては書面などをもつて事前に同意を得るとともに代行した場合はその都度本人に確認を得ます。）</p> <p>3 常にご本人の家族と連携を図るとともにご本人とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。</p>

② 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ※ 医療行為（ただし、看護職員の補助行為を除く）。
- ※ ご本人又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。
- ※ ご本人又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- ※ ご本人の同居家族に対する訪問サービスの提供。
- ※ ご本人の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供。
- ※ ご本人の居宅での飲酒、喫煙、飲食。
- ※ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（ご本人又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）。
- ※ その他ご本人又はご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

③ 介護保険給付サービス利用料金

下記の利用料金は介護保険負担割合証に記載された割合の額です。

«小規模多機能型居宅介護費»

要介護度・所定単位 自己負担額	要介護 1 10,458 単位	要介護 2 15,370 単位	要介護 3 22,359 単位	要介護 4 24,677 単位	要介護 5 27,209 単位
1割負担の料金	11,033 円	16,215 円	23,588 円	26,034 円	28,705 円
2割負担の料金	22,066 円	32,430 円	47,177 円	52,068 円	57,410 円
3割負担の料金	33,099 円	48,646 円	70,766 円	78,102 円	86,116 円

«介護予防小規模多機能型居宅介護費»

要介護度・所定単位 自己負担額	要支援 1 3,450 単位	要支援 2 6,972 単位
1割負担の料金	3,639 円	7,355 円
2割負担の料金	7,279 円	14,710 円
3割負担の料金	10,919 円	22,066 円

- ※ 要介護度別に応じて定められた金額（告示によって変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。
- ※ 1ヶ月ごとの包括費用（月限定）です。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご本人の負担額を変更します。
- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とはご本人と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とはご本人と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 入院となられた場合、基本は登録継続となりますが、ご家族様に確認相談の上、登録終了か継続を決めさせて頂きます。

④ 加算料金 以下の要件を満たす場合、前記の基本部分に以下の料金が加算されます。

«小規模多機能型居宅介護»

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額
		自己負担額
初期加算 サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	登録した日から30日間に係る1日当たりの加算料金です。 30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含みます。	32円/日
認知症加算（Ⅲ） サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	日常生活に支障のきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・M）の場合に算定する1月当たりの加算料金です。	801円/月
認知症加算（Ⅳ） サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅱ）の場合に算定する1月当たりの加算料金です。	485円/月
看護職員配置加算（Ⅲ） サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合の1ヶ月当たりの加算料金です。	507円/月
総合マネジメント体制 強化加算サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	看護師、介護職員等多職種共同により随時適切に小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い日常的に地域住民と交流を図り、地域行事や活動等に積極的に参加するものです。	1,266円/月
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	サービスの質が一定以上に保たれた事業所に加算されるものです。3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されているものです。	370円/月
訪問体制強化加算	居宅における生活を継続するための訪問介護サービスの提供体制を強化した場合に算定するものです。	1,055円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1) サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	介護職員の処遇改善に取り組み、長期的に介護職員の確保・定着を目指すものです。	総単位数の 14.6%
«介護予防小規模多機能型居宅介護»		
加算の種類	加算及び算定の内容	加算額
		自己負担額
初期加算サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	登録した日から30日間に係る1日当たりの加算料金です。 30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含みます。	32円/日
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	サービスの質が一定以上に保たれた事業所に加算されるものです。	370円/月
総合マネジメント体制 強化加算サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	看護師、介護職員等多職種共同により随時適切に介護予防小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い日常的に地域住民と交流を図り、地域行事や活動等に積極的に参加するものです。	1,266円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	介護職員の処遇改善に取り組み、長期的に介護職員の確保・定着を目指すものです。	総単位数の 14.6%

大津市は5級地により、基本単位数に地域単価10.55円を乗じています。

⑤ その他の費用について

以下の金額は利用者様の自己負担になります。（介護保険以外の利用料金です。）

①食事の提供に要する費用	朝食 400円/回 昼食 700円/回 (おやつ代を含む) 夕食 600円/回
②宿泊に要する費用	2800円
③おむつ代	実費
④その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用でご本人が負担することが適用と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

4 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料ご本人負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録のご本人控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 銀行振り込み (イ) 自動口座引き落とし (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※利用料、利用者負担額、及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合契約を解除する場合があります。

5 サービスの提供を行う場合

- ① 介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び介護・要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ② ご本人が要介護・要支援認定を受けていない場合は、ご本人の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護・要支援認定の更新の申請が、遅くともご本人が受けている要介護・要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ③ サービス提供は「小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画」に基づいて行ないます。なお、「小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画」は、ご本人等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- ④ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に対するサービス提供にする具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、ご本人の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 衛生管理等

① 衛生管理について

ご本人の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

② 感染症対策マニュアル

コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。

また、従業者への衛生管理に関する研修を年1回行っています。

③ 他機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めます。

7 緊急時の対応方法について

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供中に、ご本人に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご本人が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 小泉医院	医療機関名 : 小泉医院 所在地 : 大津市今堅田2丁目26-15 電話番号 : (077)-571-0575 ファックス番号 : (077)-571-0576
【協力医療機関】 光吉歯科	医療機関名 : 光吉歯科 所在地 : 大津市浜大津2丁目1-11 電話番号 : (077)-521-6660 ファックス番号 : (077)-521-6683

8 事故発生時の対応方法について

ご本人に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村（保険者）、ご本人の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、ご本人に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本認知症グループホーム協会
保険名	「総合保障制度」

9 非常災害対策

- ① 事業者は、非常災害において安全第一を優先し、避難等適切な措置を講じます。
非常災害に備え、年2回の避難訓練を行います。消防責任者を配置しその都度情報を握し防災に努めます。防災計画を作成し従業者、ご本人に避難対策を理解できるようにします。
- ② 事業者は、災害発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

- ① 苦情処理の体制及び手順

提供した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に係る利用及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
苦情があった場合には、担当者は、直ちに利用者等からの事情確認をする。

↓

必要がある場合は、検討会議を実施する。

↓

早急に、ご本人、ご家族等に検討内容を報告し、了解を求める。

↓

苦情内容、処理結果を記録に残し、再発防止に努める。

↓

苦情内容によっては、行政窓口と相談する。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 小規模多機能愛和 担当 山崎 智子	所在地 大津市蓮池町13-10 電話番号 (077)-521-0124 ファックス番号 (077)-521-0160 受付時間 8:30~17:30
【市（保険者）の窓口】 大津市 介護保険課	所在地 滋賀県大津市御陵町3-1 電話番号 (077) 528-2753 ファックス番号 (077) 526-8382
【公的団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 大津市中央4丁目5番9号 電話番号 (077) 510-6605

11 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設するホームページにおいて公開しています。

アドレス <http://ai-wa.jp/home/>

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、ご本人の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご本人及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得たご本人又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者の誓約書の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、ご本人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、ご本人のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご本人のご家族の個人情報を用いません。② 事業者は、ご本人及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、ご本人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

13 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針の整備を講じます。
- ② 虐待防止に関する担当者を選定しています。虐待防止に関する担当者【グループホーム管理者 河野 誠規】
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体拘束廃止に向けての取り組み

事業者は、原則としてご本人又は他のご利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者及び代理人等に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」をもって説明し、同意を得ます。事業所は緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備しその廃止に向けて対策を検討する委員会を臨時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、ご本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性……ご本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に当たっては、ご本人、ご本人のご家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する比叡地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表します。

16 サービス提供の記録

- ① 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② ご本人は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 暴力団員の排除

事業所を運営する愛和ホーム株式会社の役員及び事業所の管理者その他の従業者には、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。

事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けません。

18 ハラスメントについて

契約者又はその家族等が事業者や職員等に対して、故意に暴力や暴言、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を中止、及び契約を廃止させて頂く場合があります。

19 業務継続計画の策定などについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時応じて業務継続計画の変更を行います。

20 「短期利用居宅介護」サービス料金表

«介護保険利用負担額 介護保険負担割合証に記載された割合の額です。»

区分	介護報酬 単位数	1日の金額 1割負担	1日の金額 2割負担	1日の金額 3割負担
要支援1	424 単位	447 円	894 円	1,341 円
要支援2	531 単位	560 円	1,120 円	1,680 円
要介護1	572 単位	603 円	1,206 円	1,810 円
要介護2	640 単位	675 円	1,350 円	2,025 円
要介護3	709 単位	747 円	1,495 円	2,243 円
要介護4	777 単位	819 円	1,639 円	2,459 円
要介護5	843 単位	889 円	1,778 円	2,668 円

大津市は5級地により、基本単位数に地域単価10.55円を乗じています。

その他 下記の料金が加算されます。

介護職員処遇改善加算 (1) サービス利用 自己負担額1割負担の場合の料金	介護職員の処遇改善に取り組み、長期的に介護職員の確保・定着を目指すものです。	総単位数の 10.2%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 自己負担額1割負担の場合の料金	介護労働者が職場に定着し、安心し将来を見通せる賃金体制の整備と離職率の低下を目指すものです。	総単位数の 1.2%

« その他 実費負担額 »

宿泊費 一泊	食事			一泊合計金額
	朝食 一食	昼食 一食	夕食 一食	
2,800 円	400 円	700 円	600 円	4,500 円

« 実費にて準備出来る物 »

身の回りで使用する日用品
おむつ類

※短期入所の算定要件

- ① 登録数が登録定員未満である事。
- ② 登録者に対するサービス提供に支障が無い事。
- ③ ご本人の状態やご家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用する事が必要と認められた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多能型居宅介護の提供に支障が無いと認めた場合である事
- ④ 疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内) の利用期間を定める事。
- ⑤ 指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていない事。
- ⑥ 算定基準に定める従業者の員数を置いている事。

21 提供するサービスの第三者による評価の実施状況

実施の有無	年 1 回
実施した直近の年月日	2025 年 3 月
評価結果の開示状況	あり